

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の延長（令和 3 年 9 月 30 日まで）における保育所等の対応について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 9 月 9 日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和 3 年 9 月 30 日までとされました。

そのため、本市における保育所等（※ 1）の対応については、「緊急事態宣言の延長（令和 3 年 9 月 12 日まで）における保育所等の対応について」（令和 3 年 8 月 20 日 こ子第 1559 号）で示した取り扱いを、**令和 3 年 9 月 30 日まで継続することとします。**

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休園した市内の保育所等は、4 月～6 月の各月では 30 園前後、7 月は 53 園、8 月は 259 園と急増しています。保護者の皆様にもこのような状況をご理解いただくために、保護者あて通知にも同様の内容を記載しています。

感染拡大の状況を踏まえ、保護者通知には、園児に発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には保育所等をお休みすることへの御協力に加え、**家庭内感染も増えているため、同居家族に感染が疑われる場合にも、可能な限りご家庭での保育に御協力いただくよう記載しています。しかし、ご家庭によっては、日頃から持病等をお持ちの方や、家庭での保育が困難な状況があることから、一律に預からないといったことのないよう、園児や保護者の状況を丁寧に聞き取り、ご対応いただくようお願いいたします。**

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

※ 1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2 歳児クラス）、年度限定保育事業

○ 園児の預かりについて、利用料（保育料）及び延長保育について

令和 3 年 8 月 20 日通知（こ子第 1559 号）で示した日割りの取り扱いを継続することとします。

※事業所内保育事業の従業員枠は対象外です。

○ 行事等について

令和 3 年 7 月 30 日通知（こ子第 1387 号）でもお示ししていますが、改めてお示しします。

行事等については、「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（9 頁）を参考にし、実施する場合には十分な感染症対策を行い、対策が困難である場合には、縮小開催や中止も含めて検討をお願いします。

なお、行事の開催が難しい場合でも、写真や動画などを活用して、園児の様子を保護者と共有するなどの工夫もお願いします。

○ 添付資料

保護者の皆様への配布資料

「緊急事態宣言の延長（令和3年9月30日まで）における保育所等の利用について（依頼）」

※保護者から雇用主等向けにお渡しする書類もお渡しさせていただきますようお願いします。

○ 参考資料（市ホームページに掲載していますので、適宜御確認ください。）

「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における保育所等の対応について（依頼）」

（令和3年8月20日 こ字第1559号）

※市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>		
・本通知の全体的なことについて	子育て支援課事業調整係	671-4157
・地域子育て支援事業について	子育て支援課地域子育て支援担当	671-4157
・研修・感染症について	子育て支援課人材育成係	671-2397
・給食について	子育て支援課市立保育所係	671-2396
・園児の預かり・横浜保育室 行事等・一時保育事業について	保育・教育運営課	671-3564
・給付費・委託費について	保育・教育給付課	671-0202/0204
・利用料について	保育・教育認定課	671-0255
・年度限定保育事業について	保育対策課	671-4469